

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令案要綱

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を平成二十七年四月一日とすること。